

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん御苦労さまです。議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めていきたいと思います。満を持してという言葉がありますけれども、余りぴーんと弓を張っておりますと、時間がたつと緩む傾向にあります。ここは一番気を引き締めて質問を進めたいと思います。

現在開かれている国会も、あす15日の会期末を控え、ここもいわば大詰め、そういう緊張した状態で今委員会も開かれております。自民党、公明党による新安倍政権の最大の課題が今国会では教育基本法の改定だと、私に言わせると改悪ですけれども、言われており、それが衆議院での審議、採決、非常に乱暴な形で強行されてきました。衆議院では与党単独の強行採決、この後、参議院審議に移ってから政府のタウンミーティング、TMと言われていましてけれども、このタウンミーティング調査委員会が昨日、調査の結果報告を発表いたしました。この報告書を見て驚いたんですけれども、前小泉内閣で行われた174回のタウンミーティングのうちに、政府側が事前に内容を示して発言を依頼する、いわゆるやらせ質問、教育改革なども含めて15回、内容を示さないサクラを使っての発言依頼、これが105回、新聞にはサクラとか、やらせと書いてありませんからね。言わんでもわかる内容ですけれども。このうち司会者から特に紹介を受けずに、一般参加者に紛れ込んで発言したのが29回、さらに驚いたのは、教育基本法の法案作成の担当部署、これがやらせ質問にかかわっていた。このことも我が党の参議院の特別委員会の質疑で明らかになったところであります。

政府は、小泉内閣で官房長官を務めていた安倍首相を含めて、関係者を処分すると。これは新聞の報道にも書いてあります。文部科学省は法案を云々する前に、みずからの不正、腐敗を徹底的に明らかにする、このことがまずやるべき仕事ではないかと考えます。教育の理念を定める教育基本法ですから、そこにうそやごまかしが入る余地は全くありません、あつてはならないこと、これはまさに自明の理であります。

教育基本法改定案に反対する世論と運動は、かつてなく広がってきております。日経の世論調査では、「今国会成立にこだわるべきではない」、これが55%で過半数を超え、徹底審議を求めています。午前中の質疑にもありましたように、全国の公立小・中学校の校長先生の65%が改正に賛成できないとしています。日本弁護士会は会長声明で、成立強行に反対の態度を明らかにし、単位弁護士会も反対、慎重審議、これを求めています。県内を見ますと、9月30日には2,000人を超える県民集会がありました。11月26日には1,000名を超える集会、11月23日には佐賀県教職員組合の呼びかけで教育基本法に反対する佐賀新聞への意見広告が発表され、憲法9条を守る武雄市民の会もこれに名を連ねております。佐賀大学の教授も含めた教職員でつくる組合では、緊急アピールなどが発表されて、世論が広がってきているところ です。

そこで最初に、政府のこれまでの教育基本法改定に対する対応、非常に乱暴なやり方だと

指摘をしましたがけれども、こういう強行的なやり方、これは私の主観かもしれませんが。しかし、手続等々見ますと、極めて乱暴だなという感じがいたします。そういうこの間の経過について、市長の見解をお示しいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

教育基本法についてお尋ねがありました。確かに手続はテレビで見る限りは、乱暴かなというふうにも思っています。これは議員と一緒にです。しかし、審議時間、中身はともかくとして、審議時間を見た場合、衆参両議院で200数十時間になっておるわけですね。これは、私は以前、中央省庁の基本法案にかかりました。あのときよりも多かけですね。物すごく国会も審議の中で、恐らく密度からすると、半分ぐらいとっているわけです。そういう意味では、小泉前総理が議論は尽くしたということも私は一理あるというふうに思っています。ただ、我々にとって不幸だったのは、ちょうど決まりかけよるときに、わあっと盛り上がってきたですね。もともと審議を始めたときは、さほど盛り上がりませんでした。私もあんまり関心なかったです。そういう意味で、これ日本のよしあしかもしれませんが、そういう意味で、本当の国民が議論すべきタイミングと審議時間というのにずれがちょっと生じているのかな、それが今の新聞報道に見られる状況かなというふうに、手続的にはそのように考えております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長は量と質の関係をたびたびここでも言われますけれども、必ずしも衆議院で100時間、参議院でも、合わせて200時間超えてやったと、問題は中身ですよ。中央教育審議会に席を連ねておられる国際基督教大学の先生が、自分も出席をしておいて、出席しながら不満に思っているのは、審議はしているけれども、条文ごとの細かい審議はしていないと、これが非常に不満だというふうに言われております。と同時に、改めて公聴会に出席した20名のうちに14名以上が、政府はきちんとした説明責任を果たしていないと。例えば、古くなったとか、60年たって古くなった、変えられていない、これは別にいいものはいいで、長くいいわけですからね。いじめや不登校などの教育の荒廃がある。教育基本法のどこにその問題点があるのか。そういう説明などは一切されていない。そういうことの指摘をされておりました。ですから、公聴会で賛成、反対の立場で述べられた公聴人の人たちは、14名が緊急アピール出していますね。慎重に審議すべきだと。有識者の意見でもそうなんです。ですから、時間をかけたということがすべての決定的な第一条件ではないというふうに考えております。

そこで、どうして今、教育基本法の改定なのかと。先ほど言いましたように、公述人が言

うわけですから、十分な説明がなされていないという、その場におった人が言うわけですから。そういう慎重審議を求める声として広がっていることはわかるんですけども、と同時に、問題は内容だと思っんですね。この前文から11条まで、ここで市長の見解、教育長の見解を聞いていきますと、もう1時間半ぐらい過ぎてしまうのかなという心配がありますので、今、新聞紙上等々で、あるいはテレビ討論等々で焦眉になっている課題について絞って、教育長の見解も、市長の見解も聞いていきたいと思っます。

そこで、第1に前文ですけども、現行法では、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」。これは現行法ですけども、現行法の前文ですけども、この中から「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」、これが削除された。どうしてこれが削除されたのかというのが一つの質問です。

先ほど午前中の大河内議員の質問の中で、教育長の答弁を引用しますと、教育の目的にある人格の完成、そして、平和的な国家の形成、この基本の理念が教育基本法で大きな二つの理念の中でも特徴だというふうに答弁をされました。それを前提にして、この前文の中ですけども、現行法でいきますと、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、この中から真理と平和、この「平和」が削除されているんですよ。どういうふうになったかということ、真理と正義を希求するとなっております。平和国家の形成を目指して教育の結果にまつものだと、根本的にはですね。その中からどうして「平和」を削るのかという疑問があります。

それから第2には、論争の中心になっているもう一つの問題は、第1条、教育の目的の中で、現行法では盛り込まれていなかった国を愛する態度、これが盛り込まれた。これは10条との関係で論議をされていますね。ここは今後の教育を進めていく上で、既に態度の問題というのは福岡県で通知表の中に愛国心を態度で示され、それが5段階評価されているということが国会で明らかになりましたね。小泉前首相は、それは無理だと、評価するのは。ということで、全国一斉に通知表から愛国心に対する態度を求める評価の項目がなくなったと。ですから、教育基本法という理念が今、国会で論議されています。これは国政の問題だというふうに放置できない点ですよ。そういう点で、教育長あたりにいろんな情報も集まっているでしょうし、見解だけは聞いておきたいというふうに思っます。

議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

庭木教育長〔登壇〕

教育についての基本というものは、時代が変わろうが、変わるまいが、午前中の大河内議員のときに御答弁申し上げましたように、人格の形成と、そして、平和的な国家社会の形成

者、これは私は変わらないだろうと思います。それを忘れては、私は非常に厳しいなと思います。現場を預かります私どもとしましては、そういうことを基本に常に置きながら、子供たちの教育に実践として具体的に授業構成をどういうふうにしていけばいいのかということで携わせてもらっているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、1点目の今法において教育の力に待つべきであるといったことが削除されていると。これは第2段落のところに、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、何とかを目指す教育を推進すると。したがって、教育の目的がここで削除されているわけではなくて、これは文言のある意味での修正だというふうに私は観念をしております。

2点目の「平和」が抜けているのではないかと。確かに見たらびっくりしたですね。しかし、これは次の教育の目標の第2条の第5項のところに、まず、身近な伝統と文化を尊重し、それをはぐくんで我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展、だから、今回の教育基本法が個人を中核として、家族、地域、国という同心円を描いている。その結果として、他国の平和というふうになっていますので、そういう意味では、前の教育基本法と私は、卵と鶏があるかもしれませんが、基本的な理念というのは私は変わっていないというふうに思っております。

基本的に現行法よりも、私は今回の教育基本法がましだというふうに思っております。というのも、現行法の前文のところでは「他者」とか「地域」とか「家庭」とか、あるいは何をもって教育にするんだというのは1個も書いてなかですね。あるのは自分、これが私はある意味、戦後教育の全部を否定するわけじゃありません。余りにも個人、個人、個人ということを行った、その結果が一つの精神的規範として、ここに私は自分の考えとしては出ているのではないかというふうに考えております。もとより現行の教育基本法がすべてではないと思っておりますけれども、どっちがよかねと聞かれたら、私は現行基本法の方が今の日本、今後の日本の将来を見渡す上でベターだというふうに解釈をしております。（発言する者あり）失礼しました。改正基本法の方がより素晴らしい内容だというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

訂正する必要なかったんですけどね。私、そういった意味ではグローバル化が言われているわけですからね。他国を敵視したり、他民族をべつ視するのではなくて、真の愛国心と諸

民族との友好の精神を培うのは当然のことだと考えています。これはみんなが認めるところなんですよね。国を愛する心という意味ではですね。ここに態度を求めると、愛国心に対する態度。態度というのは、それこそ態度で示さなきゃいけませんね。態度を入れるかどうかというのは憲法19条との関係で、極めて論争の中心となっている。19条には、改めてこの質問を準備する中で、思想、信条、良心の自由、いわば内心の自由ですね。これが侵害されてはならないと憲法19条には規定されている。ここの関係でいえば、憲法違反だという論議もされている。ですから、態度というのを示さなきゃいかんでしょう。確かにそうですよ。態度というのをこの教育基本法の理念の中に入れてしまいますとね。評価の対象になりますし、じゃ、何が態度というのは一つの評価の基準になってきますからね。そこが私は問題だと。憲法19条との関係で極めて論議になっている。入れるべきではない。

それからもう一つは、今市長が言われた伝統を重んじとありますね、改定法の中に。この伝統を尊びというのは、これはかなり今の現行法の教育基本法が制定されるときに随分論議になった。新しい憲法が制定される背景というのは、戦前のあの侵略戦争の痛苦の教訓の上に立って平和憲法が制定される。多くの人たちの犠牲の上にある憲法が。ですから、今では日本の平和憲法にノーベル平和賞をとという声だって上がっているほどですよ。ですから、それと同時に、教育界での憲法である現行の教育基本法、これが一番最初論議になったときに、伝統を重んじというのが、伝統を継承しとこのを入れるか、入れないか。真っ先に反対したのが、いろいろ勉強させていただく中で、初代の東大総長南原繁教授ですか、南原初代総長は徹底して反対したと。何で新しい教育基本法をつくらうとしているのかと。戦前のいわば伝統ですよ。我々に思い起こさせるのは、侵略戦争を強行していった教育勅語というのがありますがね、別に私は学んでいませんけれども、そういう反省の上に新しい教育基本法をつくるわけだから、伝統の継承というのは削除すべきだと強く反対をして、現行教育法の中で入れなかったという経緯があることを学びました。

ですから、そういう今論議している戦前、戦後、どういう形で今の現行教育法が生まれてきたのかということをも十分踏まえた上で、私は見ていくべきじゃないかというふうに考えるわけでありませぬ。

私、人格の完成ということで見えていきますと、私自身が目標にしているといいますが、人物像といいますが、人間像といいますが、人間というのは社会的な存在なわけですから、どういう人間として成長していくべきなのかと。そういう点ではいつも考えていることなんですよね。別に間違いを起こさないということじゃないですけども、起こさないようにどうしていくべきなのかと。そういうことから見ますと、いじめの問題も考えていかなきゃいけませんけれども、紹介しますと、これは市民道徳として我々が学習もし、いろんな人たちと話をしていく上で参考にしているわけですけどね。

人間の生命、互いの人格と権利を尊重し、みんなのことを考える。二つ目には、真実と正

義を愛する心と一切の暴力、うそやごまかしを許さない勇気を持つ。三つ目に、社会の生産を支える勤労の重要な意義を身につけ、勤労する人を尊敬する。4番目には、みんなの協力を大事にしながら、自分の責任は自分で果たす自立心を養う。5番目には、先ほど市長も言いましたけれども、親、兄弟や友人、隣人への温かい愛情を育てる。6番目には、民主的市民、生活に不可欠な公衆道徳を身につける。7番目には、男女同権と両性の正しいモラルの基礎を理解する。八つ目には、近代を担う主権者としての自覚を高める。9番目には、侵略戦争や暴力の賛美ではなくて、真の平和を受け継ぐ、愛好する。10番目に、さっき言いました愛国心の問題としては、他国を敵視したり、他民族をべっ視するのではなくて、真の愛国心と諸民族友好の精神を培う。私、これは本当に日本の社会、これから世界的に友好を深めていく上では、人格の完成という点では、私自身はこういうことを理解しながら、みんなと話すときにも、つき合うときにも、目標にしているといいますか、そういうのを紹介しておきたいというふうに思います。

ですから、別に法律で押しつけたりするものではありません。ですけれども、さっきも10条の関係で先ほど市長に言いましたけれども、10条は、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきものである。これが新しい教育基本法の改定案では削除されます。いわば教師の聖職と言える面もあるんですよ。労働者であると同時に、子供の人格にかかわっていくわけですから、聖職者とも言えます。ですから、全体の奉仕者。全体の奉仕者ということもなくなっている。どうしてこれがなくなっていくのか。

今の個性化教育の中で、個性化教育というと、一人一人を大事にしながらやっていくような言葉に聞こえてきますけれども、中央教育審議会の会長は、できる子はできる子、できない子はそれでいいじゃないかと、そういうことまで発言をしているんですよ。そうすると、個性化の教育を尊重するんじゃなくて、個別化という教育になってきますね、個別の教育になっていくんじゃないかと、そういう心配をするわけです。ですから、そこに国民全体に対して直接責任を負う教育というのを削除してしまう。後ほど言おうと思いましたがけれども、義務教育の期間9年間、義務教育は9年とするという、この9年も今審議されている新教育基本法ではなくなっていますよね。すると、9年間がなくなると、学校選択制だとか、あるいは飛び級だとか、できる子はどんどんどんどん飛び級で進んでいく。まさに競争教育がますます激しくなってしまう。そういうことを懸念するわけです。

これとの関係で、いじめの問題について質問していきたいと思います。

子供たちの中にあるいじめの実態、解決の方向という点で通告しておりました。私も11日に佐賀市でいじめシンポジウムが開かれて、議会が終わって、そっちの方に参加してきましたけれども、パネラーの人たちは元教師の方、親の会、佐大の先生ですね、先ほど紹介された佐大の先生、そして、実際にいじめられた経験を持つ20代前半の若い女性がパネラーとして参加していました。最後に、佐賀大学の先生がまとめたんですけれども、一つには、今日

のいじめは以前のいじめとは背景や質が違う。自分の時代もいじめがあったとか、そういうような対応ではいじめが見えないし、対応できない。我々親の世代から言いますと、おれも昔はそうやったもんなど。我々が育ったころの教育環境と今は随分違ってきますよね。進学率も違ってきますしね。そういうまとめをされました。

二つ目には、諸外国との比較で、外国にもいじめがあるじゃないかと。そういう外国との比較でいじめを見るのも今日のいじめを見失うことになる、日本的な、いわば陰湿ないじめを見失うことになる。教師であれ、親であれ、地域や行政も真剣に子供と向き合うことが大事だと。元教師の方が言うておられましたけれども、本当に子供たちと触れ合う、そういう時間が欲しい。いわば公務、授業の準備だとか、公務だとか、子供と触れ合うという時間見ますと、一番犠牲になっているのは子供と触れ合う時間がない。そして、授業の準備も公務との関係で時間が制約されてしまう。ですから、教師の多忙化というのもその背景にあるわけですね。それと、少人数学級というのは、今、1年生、2年生やっていますけれども、これぞうっと広げていくことは当然ですよ。そういう教育環境の整備は行政の仕事だと思います。

三つ目には、子供が信頼でき、相談できる環境をつくるのが大事だと。子供もプライドがありますから、いろんなカウンセラーの人を配置、それは論議になっていましたけれども、親がカウンセラーの人に相談に行く、なかなか勇気が要ることだと。もし、顔を見せれば、あっ、あの子のところ何かあったんかなといううわさになりかねない。子供がカウンセラーの先生のところへ行ったら、何かあったんかなと言われる。子供にプライドがあるわけですから、なかなかそこに行けないという、そういうのがあるんですね。そこは十分配慮していく必要があるんじゃないかと。学校にカウンセラーの先生を置くよりも、公民館で開いた方がまだいいんじゃないかという助言もされていました。そこは十分検討された上で、その子供たちが安心して信頼できる相談者ってだれなのか。なかなか親にも言えない。プライドがあるわけですからね。自殺をしたりする子というのは強い子供だということも言われました。私も本当学ぶことが多かったんですけどね。

そうしますと、この問題で最後に質問しておきたいんですけども、先ほど言いましたように、過酷な競争といいますかね、いわば進学率の問題もあります。そういうものが背景にあって、我々の時代とは全然違う競争といいますか、そういうのが今出てきていますね。そういうのは日本特有なものでしょうけれども、これは1998年の国連子どもの権利委員会、日本に対する勧告というのが2回行われていますね。その勧告の中身を紹介しますと、児童が高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として、余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされていることについて懸念すると。過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと戦うために適切な措置をとることを勧告する。国連子どもの権利委員会からも勧告が過去2回やられているんです。

こういう背景、子供たちのいじめ、あるいはいじめる側、いじめられる側、過度のストレスというのは一体どこから来るのかということなども見ておく必要があるんじゃないかというふうに考えるわけです。ですから、この競争教育の具体的なあらわれとしては、来年実施される全国一斉学力テスト。この全国一斉学力テストは前回、教育長は公表しないというふうに言われましたですね。公表している学校でどういうことが起こったか。広島県三次市、ここだから言っているんですよね、新聞に載ったわけですから。広島県の三次市のある学校では、ホームページで公表されるんですよね、学校の順位が。ですから、どういうことが起こるか、校長先生とそこの教務主任の先生は、校長先生は回答を改ざんする。評価されるわけですからね、学校の格差につながっていくわけですから。校長先生が間違っている回答を消して正しく書き直す。あるいは教務主任の先生は、回答欄空欄になっている子供のところに正式な回答をつけ加えてやる。それで学年の平均点を上げるということなどですよ。きょうの「しんぶん赤旗」によりますと、足立区、ここでは学力検査の評価によって各学校の予算づけをする。そこまで行くんですよ。現場を預かっている校長先生とか学校の先生は大変ですよ。そういうふうに全国一斉学力テストをされますとね。すると、点数を上げるために子供はテスト、テスト漬けになっていきますね。過酷なストレス、フラストレーションというのは、そういう過酷な競争教育というか、それが背景にあるんじゃないか。

現場でいろいろ苦労されていますよね。そういってみれば、今の教育基本法を正しく実践に移していくならば、こういうことは起こらんのじゃないか。あえて義務教育9年を外してみたり、全体に対する奉仕者だとか、全体に責任を負うという教師の役割、これを削除することによって、できる子、できない子に、あるいは勝ち組、負け組というふうに分別されていく。分別というのはいかにですね、選別されていく。結局、勝ち組と負け組で競争させていきますと、絶対的多数は負け組なんですよ。原理的にそうでしょう。勝ち組と負け組というのは半々じゃないわけですからね。そういうところに私は子供のフラストレーションだとかストレスがたまって、陰湿な態度とか言葉だとかにいろんないじめが出てくるんじゃないかと。それに対する教育長の見解を聞いておきたいと思います。

もう一つは、初日のいじめの問題で、教育委員会が示すいじめの尺度というか、基準ですか、によりますと、11月末現在で武雄市内は7件、それから県内で200件、この数字は過少報告というんか、実態を過少評価しているんじゃないかという気がするんですけどね。それと、県がいじめと認定する基準って一体何なのかですね。そこら辺は余りこれだけに時間とられませんので、簡単にいいですから、先ほどの国連子どもの権利委員会からの勧告、これは感想的にいいですけども、競争教育ですね。そして、先ほどのいじめの件数、その尺度といいますか、基準といいますか、そこら辺、簡潔に答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

庭木教育長〔登壇〕

子供たちの純な心、これを踏みにじるような教育行政、あるいは実践が行われることは大変残念なことであります。私は、今の子供たちを見る中で、壺井栄があらわしました「二十四の瞳」、ああいう世界が今子供たちに来たらなと、そういうことを思ったりします。格差社会が云々言われておりますが、現場を預かる我々としては、決してそういうことがないように努力をしていかなければならない、そういうふうに思います。

それから、いじめ件数のことですが、文部科学省が示しておりますいじめの定義、これに基づいて継続的に、あるいは集中的にいじめが行われているという報告がなされたというのが、武雄市の場合は7件ということですが、ですから、あのときも申しましたように、いじめ等で非常に心も痛みを持っている子供というのは、私は武雄市内でもあると思いますので、子供たちの観察等を強化しながら、その対応に当たっていかなければならないと、そういうふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いろいろ時間制約があると最初言いましたけれども、ぜひひとつ引き続き私自身も勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、暮らしの問題に質問を移していきたいと思っております。通告では、定率減税の廃止に伴う市民の負担増についてであります。

NHKの世論調査の結果が12日報道されておりました。いわば新聞、テレビの報道では、景気回復だとか、いざなぎ景気の期間を超えたとか、全体が好景気に沸いているような報道があつていましたけれども、実際にどうなのか。景気で喜んでいるのは大企業でしょう。これはNHKも最近いいのを流しますけれども、ワーキングプアというのが第2回目が放映されました。いわば大企業の中で働く請負労働、あるいは派遣労働、それから、大企業に限らず全国的にそういう派遣労働、不正雇用がふえてきていますね。大体30歳以上の勤労者の3人に1人が非正規雇用だと。社会保険の保障もないですね。それは20代におおしますと、2人に1人が非正規雇用だと言われております。きのう答弁があつていました誘致企業で500人強だと。誘致企業に働く勤労者がですね。市内40%、市外60%。これは通告していませんので、ぜひ機会があれば、この中で非正規雇用と正規雇用がどれだけの割合かというのは1回調べていただきたいというふうに思います。

そこでですけれども、中小企業になればなるほど景気の影響がない。それから、地方に来れば来るほどそんなに景気がいいのかと、税収伸びているのかということなんですよね。むしろ税収が伸びたというのであれば、定率減税の廃止でしょう。平成18年1月に2分の1に縮小と。来年、19年1月には廃止ですからね。丸々なくなってしまう。そこで、担当部にお

願いましたけれども、この定率減税の廃止によって、市税として増収するもの、あるいは市民の負担増としてかかるもの、この金額を教えてください。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

19年度から定率減税が廃止されます。市民税の増でございますけれども、平成18年度は市民税の所得割額7.5%が減税されておりますが、その額につきましてはトータルで74,336千円となっております。当然その分が負担増となるわけですが、標準でいきますと、夫婦子供2人の標準世帯で年収5,000千円の場合で3,300円の負担増となるところでございます。

〔22番「19年は。19年も一緒ですね」〕

はい、19年がそういうふうになります。18年度は7.5で、それはもう19年度は廃止されますので、その分が19年度に負担額増になるというふうなことでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、倍になるんでしょう。74,330千円負担増になるし、税収増になる。19年1月に全廃ですから、これと同じ金額が負担増になり、負担増の場合、倍になりますからね。148,000千円ですか。148,000千円が市民への負担増だし、税収増になるということでしょう。去年2分の1でしたので。今、18年度と言われたでしょう。影響は18年度からやもんね。18年度は2分の1ですから、縮小ですから、74,330千円。19年1月、全廃ですから、148,000千円になるでしょう。ちょっと確認してください。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

18年度で74,336千円ですので、この倍になります。（発言する者あり）18年ベースで、先ほど申しましたのが、7.5%減が74,336千円ですので、その分は倍になるということでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ですから、19年1月からはこの倍になるわけですよ。148,000千円が負担増になり、税収増になっていくということですよ。だから、きょうの新聞で市長が旧町に5,000千円から10,000千円と。きのうの答弁聞いていてびっくりしましたけど。だから、お金に余裕がありますと、合併後ですから、周辺対策で使うと。この中身はこれから詰めていかにやいか

んでしょうからね。補助金支給要綱もありますし。本来ならば、事業計画があって、その事業計画を見ながら、そして、補助金交付するというのがこれまでのやり方でしたよね。これが5,000千円から10,000千円、これが年1億円。継続する可能性もある。使い切れなくても返さんでいいという新聞報道を見ますとね。ですから、定率減税の全廃で148,000千円来年からずうっと入ってくるわけですから、これがこれに使われるのかなという、それは税収増になっていくわけですから。

負担増になっている勤労者側から見ますと、住民税からそうですから、所得税も含めてみますと、年収5,000千円、4人家族のサラリーマンで5,000千円の方は18千円が去年ですよ、負担増が。負担増というのはそうですよね。19年1月から年間35千円と、所得税、住民税入れましてね。ですから、住民税だけ払っているわけじゃないですね。所得税も払っておられます。ですから、これは大変な負担増なんです。そこで、ぜひ税収増の背景には市の職員の方だってそうですよ、4,000千円、5,000千円しよっちゃん、年間50千円、60千円の負担増になる。そこをしっかりとらえておかなきゃいけないかと考えております。

ここで私が言いたいのは、じゃ、今、税制調査会で税のあり方を検討されていますね。財界は一斉に法人税を引き下げろと要求しておるんですね。定率減税を廃止する一方で、企業向けには現在法人税の40%を30%にしろと、財界の要求ですよ。こうしますと、例えば、1兆円もうけているトヨタ、トヨタだけで1,037億円の減税ですよ。これまた別の税制がありまして、売り上げに対する税、戻し税、戻し税だけでも5,000億円あるというでしょう。銀行でも3兆円利益が上がったと言っていますけれども、法人税払っていないでしょう。今まで不良債権処理で公的資金、国民の税金投入して、やっと不良債権処理して、そして、利息はゼロで国民にいわば財産、本来ならばやらにゃいかんの、ゼロにされている。そこで、今3兆円の利益、法人税払っていない。そんなばかなことないですね。

ですから、毎日新聞ではどういう社説載せたかということ、政府税調のことで、12月3日の毎日新聞ですけど、法人税に甘過ぎる。ですから、企業がもうけるのはいいわけですけども、もうけ方に問題があると思うんですよ。リストラをし、非正規雇用の比率をふやして、人件費のコストを下げて、そして、安い賃金のもとにもうけている。ですから、ぼろもうけた分のぼろぐらいは国民に還元する、あるいは税金として還元していく。大企業であっても、もうけを否定するものではありません。そういういざなぎ景気を超えるような好景気で大企業が潤っているんなら、やっぱりそういうことも地方から声を上げていくべきじゃないかと。そのことを指摘しておきます。

同時に、これは日本の経済の60%が消費経済と、こう言われているわけでしょう。ですから、60%は個人消費に頼っている。地域経済はまさにそうですけれども。そうしますと、この負担増というのは、国民の購買力、懐を冷やすことになりませぬ。

そこで、市長にお伺いしたいんですけども、市民の購買力を高める、まちで雇用を拡大

するとか、雇用をつくるとか、そういうことも含めて、勤労者の負担増、これは購買力低下につながっていくわけですから、市民、市民に限らず、国民の購買力を高めるという点で、市民に負担増をかけられている定率減税の廃止だとか、一方で大企業には法人税の減税だとか、そういう点では市長どう考えておられますか。（発言する者あり）

わからんなら、わからんで次に質問進めますので。無理して答弁せんでいいですよ。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっとわかりません。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

地域経済の発展にとっても、国の経済の発展にとっても、消費経済が全体の60%を占めておるとい状況から見ますと、購買力を高めること以外に解決の道はないというのを指摘しておきたい。市長がわかりませんと言いましたので、資料を後で差し上げたいと思います。

次に、介護保険料への影響についてです。

これも市民の負担増なんですよ。これもわかりませんで逃げられたら困りますからね。ですから、健康増進課の方で資料をつくっていただいたんでしょう。議員の皆さんたちも資料が来ているんじゃないでしょうか。

そこで、介護保険料の3年ごとの見直しで大幅な値上げになって、基本料5,123円になって、これが佐賀県で一番高くなった。介護保険料が大幅に値上げになったということと、昨年、おとしですか、12月ですか、年金1,250千円以下の65歳以上の高齢者の非課税措置が廃止になった。これによる介護保険料の値上げ、所得の低い人には負担増になっておるわけですけれども、住民税課税になったことで介護保険料の所得階層別保険料の影響、これが健康増進課で準備していただいた資料ですね。その影響、どのように移動していったかですね、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

介護保険料に及ぼす影響がどうなったかということでございます。お手元に介護保険被保険者の所得段階別区分及び保険料ということで資料を差し上げております。今回、定率減税に伴う影響でございますが、現在の保険については第6段階に設定をされております。被保険者数について各段階ごとに申し上げますと、第1段階、第2段階の方1,756名、第3段階

の方1,373名、第4段階の方5,682名、第5段階2,575名、第6段階の方998名、合計1万2,384名でございます。このうち段階が上がった方については、1ページの資料の右の方に書いてありますが、第2段階から第4段階へ71名、第3段階から第4段階138名、第5段階の欄で第3段階から第5段階に上がった方458名、第4段階から第5段階に上がった方833名の合わせて1,500名の方が段階が上がったということで、負担増になったという方でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

こういうふうに介護保険料の値上げ、特に住民税非課税世帯がふえたことで1,500人に影響が出た。この数はわかりますけど、第2ページの方で金額を落としてみました。ここで見ていきますと、71名ふえたという第2段階から第4段階の人、もともとこの人は第2段階ですから、基準額の0.5ですね。年額30,738円だったわけですよ。これが第4段階になることによって、第4段階は1でしょう。第4段階になることによって61,476円。倍ですよ。激変緩和措置がなければ、18年度、この激変緩和措置で0.5を0.66にする。それから19年度、来年は0.83にする。20年は1にする。平成20年からは、今まで30,738円でよかった人は61,476円負担せねばならない。その時点でまた見直しが出てくるんですよ。3年越しですからね。もう一つは、138名ふえたという第3段階から第4段階の人。もともと年間46,107円でよかったわけですよ、基準の0.75ですからね。年間46,107円でよかった人が61,476円。ここも大幅な値上げ増でしょう。それから、一番多いのはどこですか。第3段階から第5段階、これが458名ですね。この人たちは0.75ですから、もともと年間46,107円でよかった人が76,845円、約30千円の負担増ですね。

これは激変緩和措置といいますけれども、果たしてこれが激変緩和措置になるのかということなんです。例えば、0.5の人が0.66になりますね。もうこれは平成18年度ですから。平成19年度のところで見ていきますと、71名のところですよ。基準額の0.5、5,123円の半分でいいと。この人たちは0.66にすると、18年度は、これでも年間9,828円負担増ですよ。平成19年度0.83にする。月1,690円負担増ですよ。10千円を超えますよね、20千円ぐらいになりますよね。ですから、こういう負担増が介護保険の1号被保険者、65歳以上には掛けられてくる、年金天引きでですね。

そこで、次の質問に行きますけれども、高齢者の負担増というのは介護保険料だけではないわけですね。住民税の公的年金控除の縮小、いわば1,400千円の控除が1,200千円になった。200千円公的年金の控除額が減ったことで約20千円国保料ふえますよね、年間。だから、こればかりじゃない。本当に65歳以上をターゲットにした負担増というのは、これにプラス医療費もありますからね。大変なことですよ。

そこで、市長にお伺いしたいのは、選挙公約で介護保険料を引き下げると、平成20年というふうに、あれは予算化と呼ぶのか、予定と呼ぶのか、あらかじめというしかありませんからね。後で答弁の中で教えてほしいんですけども、これは公約されました。期待は大きいですよ。杵藤広域圏の管理者でもあられますね。そうしますと、介護保険料を引き下げるという場合に、介護保険料は杵藤広域圏で保険料率、保険料を決めますね。武雄市議会ではないですね。介護保険事業所全体、いわゆる構成市町村すべてを対象として介護保険料を引き下げる。この公約を出されたときにはまだ管理者ではなかったでしょうからね。あるいは合併した後の武雄市の人たちを対象として介護保険料引き下げの公約をなされたのか。いずれなのかですね。そこをまず答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

今の介護保険料の伸び、そして、受給者等々の勘案、今の段階でどうこうするという資料等は持ち合わせておりません。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

資料を持ち合わせていないということですけども、しかし、介護保険料を引き下げると公約されている段階では、一定の見通しがあったんでしょ。そこを私聞いているわけですよ。どういう方法で介護保険料引き下げという公約をなされたのか。資料がないと言えないということ、じゃ、これは実行できないという、資料を見て、給付の伸び率だとか、利用料の伸びだとか、いろんなことを想定すると、これはできないということになりかねないんですか。介護保険料というのは一番高いんですよ。これは最初出発する5年前ですか、最初の想定が安過ぎたと、だから借金をしなきゃいかんやったし、借金返しも始まったと。だから、介護保険料を全県平均24%の値上げですけども、43%ぐらい値上げになったわけですよ。佐賀県1位、2位だったわけですよ。それを今市長が言う、資料がないから何とも言えないというのは、どういうことですか。介護保険料を引き下げるという公約は、資料次第では破棄されるんですか。そこもう一回答弁いただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほど申し上げたとおり、どれだけの伸びがあるか等々について、私がここでこうします、できませんという資料がない。だから、そういう意味では私の具約の中でも濃淡があります。だから、達成できるもの、達成できないもの、いろいろあるかもしれませんが、この

問題に関しては、今の伸び等々をつぶさに検討している段階であります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは今聞いている人、がっかりしますよ。濃淡があると言われますけど、あの具約42の中では下線引いてあるんですよ。下線引いているのは重点課題、重点項目だと。その中に固定資産税の引き下げ、水道料金の引き下げ、そして介護保険料の引き下げと。今の市長の論法でいきますと、水道料だって資料がないから何とも言えない、固定資産税も、一般質問の最初の日、執行部の答弁では100分の1.4のままだと、こんだけやけん税収減ですよ。1.5にするとこうだ、1.55にするとこうだと、それぞれ細かい数字が出てきましたね。だから、非常に財政大変だと。値下げを言うのはいいけど、財源どうするのかと。こういう論議にもなったわけでしょう。

私が言いましたように、確かに給付の伸びだとかありますよ。しかし、県下八つの事業所の中で武雄市一番高い保険料になってしまった。値上げしていないところもあるじゃないですか、八つの事業所の中で。値上げはあってもごくわずかというところもありますよね。そんなに試算出すのに幅は出てこないと思うんですよ。

ですから、次、質問しようと思ったんですよ。広域圏全体で引き下げようとされているのか、あるいは武雄市だけを対象にしてされているのか、考えられたのか。管理者になってからまた考え変わったと言われるかもわかりませんよ。しかし、武雄市だけを対象にしてやるとすれば、一般会計からの繰り入れ、どこでもやっていますよ。利用料の減免、介護保険料の減免、ここでやっていますよね。そのどちらかでしかないわけですよ。広域圏でやる場合、広域圏議会で決定するでしょう。管理者である武雄市長が提案しなきゃいけませんね。やるとすれば、広域圏全体なのか、武雄市という地域に絞ってなのか。少なくとも、やるとすればという前提でいくなれば、市長答弁できるでしょう。どうぞ。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私が具約を出したときに、まさか管理者になるというのは前提条件としては思ってもいませんでした。それは私の不明のいたすところか、あるいは私が選ばれてどうこう言う話じゃないかもしれませんけれども。今、管理者として言えることは、武雄市だけを下げるということは考えておりません。もし下げるとするならば全体と考えております。下げるとするならば。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのうの一般質問に対する答弁ときょうの答弁と非常に歯切れが悪いですよ。私に言わせますとね。公約は公約ですから、政治家の命ですから。そのためにどういう方法をとるのが。これが前提にないといけませんでしょう。公約してまだ7カ月ですよ。今になってわかりませんと、資料を見ないとわかりませんと、そんな公約の仕方はないと私は思いますね。

そうしますと、公約がまだ生きているという前提でしか質問準備していませんので、そうすると、広域圏全体でやるということになれば、審議会をいつごろ立ち上げ、これも審議会ですよ。審議会をいつ立ち上げるのか。広域圏全体での審議会になっていくんでしょうけれども。そこら辺の想定は、これ担当、健康増進課だけでできませんよね、市長でないと。市長の考え方の中にいつごろ審議会を立ち上げるのか、そういうスケジュールというのはあるんじゃないですか。あるなら示してください。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

審議会は来年立ち上げようと思っております。それは武雄市の中の審議会、まず、審議会の中で給付水準の伸び等々でどれだけアタックできるかを、まずそこで検討、勘案をしたいと考えております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

値下げするとすれば、広域圏全体になるだろうと。もう一つは、武雄市でまず審議会を立ち上げてどうなのかという検討を始めると、それは19年ですね。ぜひひとつ公約に命を吹き込んでいただきたいというふうに思います。

3番目の質問に移っていきますけれども、新設される後期高齢者医療制度について質問を移していきたいと思っております。

日本医師会が強力に反対して、公立病院を抱える自治体も診療報酬3.6%の引き下げを含む医療制度の改革、これもまさに改悪ですよ、これが小泉前自公政権のもとで強行され、具体的中身が既にもう今日実施されてきております。その結果、国民には新たな負担増、医療費の負担ですね。これは今度の議会にも出ていますけれども、保険の使えない医療、混合診療、大幅に拡大していく。この改悪の中身、実施が始まっているわけですがけれども、まさに所得の格差というのが命の格差に直結する、そういう社会になりかねない。先ほど教育長言いましたように、格差社会。医療の分野でもこの格差社会が広がっていきかねない。と同時に、自治体病院を抱える武雄市としましても、診療報酬の3.6%の引き下げというのは大変なことですよ。そしてまた、保険のきかない混合診療ですか、金のある人は最高の医療水

準で医療を受けられる。お金を持たない人は保険の範囲内だと。混合診療の導入というのはそういう意味を持ってきますよね。ですから、まさに命のさたも金次第と言われかねないですよ。

そこで、後期高齢者医療制度も平成20年4月から実施されるわけでありましてけれども、資料をいただいたのは、この前の10月の福祉生活常任委員会やったかな、11月ですね、11月の福祉生活常任委員会でこの資料が初めて出されまして、それで、12月議会で3,040千円の運営費負担の予算が決められる。議員の皆さん方にはまとまった資料できょうが初めてですよ。これもかなり乱暴なやり方じゃないですか。

平均で年間60千円、医療保険、値上げになった介護保険料と合わせて。これまた年金から天引きされる。天引きされる側はたまったもんじゃないですね。これは都道府県を単位として運営される。この12月補正予算で、先ほど言いましたけど、3,040千円ですか。

そこで、これは全国市長会が出したのは、このままでは受けられないというような市長会声明が出ていましたよね。それは後で言いますか。はい、いいです。

そこで、お伺いしますけれども、質問いたしますけれども、この制度が武雄市にとって、県単位、連合体としてありますよね、県一本で運営されるようですけども。武雄市にとって有利なのか、不利なのかですね。公費負担4、1、1の中に入っていますので。75歳以上の高齢者にとってみると、高齢者医療制度が新設されることによって、よくなるのかですね。そこら辺はどう判断されているんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

本年6月、医療制度改革法案の成立によって、20年4月から始まる後期高齢者医療制度については、県内全市町の加入が制度の趣旨であり、義務づけられているところです。これにより医療費の抑制と国、県による財政リスクの軽減を図るものでございます。

また、高齢者にとっては、今までなかった医療費から患者負担を引いた額の1割が保険料として負担増になりますので、リスクを伴うということでございますが、長期的には医療費の抑制につながるものと考えております。

また、市町村にとっては、広域連合による事務の一本化が図られ、効率化も図られる。また、負担と給付のチェックがなされるため、後期高齢者の医療費削減につながるものと思われれます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

75歳以上の後期高齢者にすると負担増になると言われましたね。資料をもらっていますけれども、負担減になる人もおるんじゃないですか、中には。負担増になるという場合に、この資料で見えますと、武雄市で75歳以上、この保険に加入させられるというんか、新しい保険制度に入るわけですから、7,900人と聞いております。これまで国保の扶養になっていた人、あるいは高齢者だけの世帯の人、あるいは政管健保の被用者の扶養になっていた人、それぞれおられますよね。それぞれに負担のあり方というのは変わってきますよね。もちろん低所得者については7割軽減、5割軽減、2割軽減あったとしても、その中で一番負担増になっていくのは、政管健保の被用者の扶養に入っていた人。担当に聞きますと、2,400人ですか。2,400人。この人たちは被用者の年間所得によっても変わってくるんでしょうけれども、配付された資料を見ますと、厚生年金の平均的な年金額の受給者、厚生年金2,080千円、応益3,100円、応能3,100円、6,200円、年間74千円。先ほど平均年間60千円と言いましたけれども。この年間74千円、新たな負担料ですよ、保険料ですよ。

そうしますと、部長が答弁した75歳以上すべての人が負担増になるということじゃないでしょう。例えば、75歳以上で国保に入っている人は、応益の分は3,100円でいいわけですよ。所得によって違いますけど、応益は平均すると3,100円でしょう。武雄市の均等割、平等割でいきますと、23千円ですからね。均等割もそれだけ減る。所得によっても違ってきますからね。ですから、負担増になる人たち、2,400人と私思っていますけれども、こういう人たち、特に厚生年金所得2,080千円の人、これ退職公務員の人たちはほとんどこれに当てはまるんじゃないですか。現役並み所得のある人、医療の負担3割になりましたからね。ここでも負担増になる。医療費の個人負担も3割、現役並み負担になっていく。それだけ耐えられるんじゃないかという意見もありますけどね、そういう主張も次から次に負担増が高齢者にかかってきているわけですけどね。ここはいわば生存権が脅かされかねない。そういうトータルで負担増を見えますと、どうなんですかね。先ほど市長はわかりませんと言われましたけれども、それだけ物を買う力が弱まっていくでしょう。生活そのものが圧迫されていく。こういう点では全国市長会が、このままではこの医療制度保険は認められない、国の責任を明確にすべきだということで、去年11月の全国市長会を出していますよね。しかし、県一本の連合体になったと。

そこで、次の質問ですけれども、先、答弁してくださいよ。政管健保の扶養に入っている人、これは恐らくかなりの負担増になるだろうというふうに想定されますので、答弁してください。

これも本当やり方が無謀なんです。我々福祉生活常任委員会でこの資料をもらって論議したのは11月ですよ。そして、もう12月議会。ことしから3,000千円の予算がつけられている。あるいは連合体に加入するかどうかの議決まで求められてくる。恐らく初めてこの資料を見たという人もたくさんおられるんじゃないですか。勉強会でこんなに詳しい資料出て

いませんでした。本当にやり方無謀だなという感じがいたします。

そこで、医療制度の運営の仕組みですけれども、財源構成が患者負担を除き公費5割。この公費のうち国が4、県が1、市1でいきます。後期高齢者支援金、若年者の保険料が4割。それで後期高齢者の保険料が1割だと。全体10割ですね。私、この前からその負担割合の中で答弁をお願いしたいんですけれども、公費負担を5割としていますけれども、その資料がついていないじゃないですか、その資料 ありましたね。注1のところ、現役並み所得者については老人保健法と同様に、公費負担50%がないため、実質的な公費負担率は46%。約50%としていますけれども、実質的な公費負担は46%。この4%はどこに行くのかなと思ったら、後期高齢者支援金の負担率44%。本来4割なのに44%になっている。この注の1のところですよ。ここの関係はどうなっておるんですか。その4%負担増になりますよね、支援金というのは。公費負担の46%というのは、4%はどこから減らすんですか。都道府県ですか、国ですか、市町村ですか。その関係を答弁していただきたい。この前からこれ疑問でしたので出しておりますけれども。

議長（杉原豊喜君）

ここで議事の都合上、3時20分まで暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 15時5分 |
| 再 | 開 | 15時19分 |

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

費用負担の割合についてでございますが、お手元に差し上げている資料の「後期高齢者医療制度の概要」の2ページ目でございます。「後期高齢者医療制度の運営の仕組み 平成20年度」という資料があるかと思いますが、これについて制度の仕組みが書かれておりますが、高齢者の保険料が1割、後期高齢者支援金約4割になっているところでございます。しかし、注の1のところ、現役並み所得者については老人保健法と同様に公費負担50%はないため、実質的な公費負担率は46%、後期高齢者支援金の負担率は44%となるということに試算をされているところでございます。

それから、資料の4ページに保険料の算定方法があらうかと思えます。保険料の算定のところで全国平均で応益割、応能割、50対50で、全国平均応益割約3,100円、応能割約3,100円月額ですが、月6,200円が保険料として算定をされているところです。年74千円ということになります。

お尋ねの政管健保対象者についてでございますが、17年度末2,154人ということになって

いるところでございます。この方たちについては、ただいまの資料の一番下の欄でございますが、応益3,100円で応能はゼロで月額3,100円ということになっているところでございます。これについては激変緩和措置として、後期高齢者医療制度への加入時から2年間、応益保険料は5割軽減して1,500円とすることとされているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

このことについて、福祉生活常任委員会で最近質問しました。40%プラス4%はどこから来るのかというのは答弁がありませんでしたので、福祉生活常任委員会の議案審議中で議論を進めていきたいというふうに思います。

時間があと迫ってきておりますので、第4の市町村設置型合併浄化槽への移行問題について。

この件につきましては、今回の議会でも論議されておりますので、まとめて言いますと、19年度は農排水の料金、北方、山内、武雄、それぞれ違う。公共下水道まだありませんからね。それから、合併浄化槽の負担金との関係、そういうことで見ていきますと、料金の統一を19年度中にはしたい。それから、その後、市町村型合併浄化槽への移行という問題がある。それとの調整もありますね。それで、政治の継続性とか、行政の継続性という観点から見ますと、去年は、今すぐにでも合併浄化槽を市町村型に切りかえるという答弁があっていました。期待する向きも多かったんですね。ですから、それを早目にという人たちもたくさんおられたかと思います。それは下水道課の年度ごとの補正を見ていけばわかりますよね。

ですから、そこで、余りこれに時間はかけられませんが、従来の認識というのは、市町村型合併浄化槽になりますと、合併浄化槽そのものを市に寄附してもらう。維持管理費は市が持ちましょう。そういう認識、これは私だけの認識でしょうかね。と私は認識をしておりました。しかし、農排水かれこれの料金を統一した上で合併浄化槽の維持管理、これとのバランス、不公平感もなくさにはならないということもありますので、そこを合併浄化槽にしてみますと、5人槽で見ますと、2カ月に1遍3,200円の契約、年間1回の汚泥引き抜き料ですか、これが39千円、約60千円ですよね。その不公平感をどうするのかと。この不公平感については来年度中には解決をして、それこそ20年4月からは市町村型に切りかえる、そういうふうに認識していいかどうか答弁をお願いしたいと。あと15分しかありませんので、あと水道問題に行きますからね。簡単でいいですから。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

質問者おっしゃるとおり、料金の統一を20年度からやりたいということで今進めているところでございます。その中で、下水道整備基本計画の策定を今やっております。そうしますと、この中でどうしても出てきますのが、今おっしゃるように公共下水道の使用料、農業集落排水の平均月額、そこのところと個人設置型浄化槽の維持管理費との差が出てまいります。おっしゃるとおり、市町村型を取り入れるとするならば、この個人型で設置されている浄化槽につきまして譲渡していただいて、その分の負担ですね、維持管理費、これについて市町村型と同等な形でやっていくということにならないと、不公平感を生じると思います。そのことを含めまして、今現在、どうやっていくかということも含めて計画策定をしておりますので、それができて、その後、財政状況の問題もあるんですけども、入っていくということになるかと思いますが、今のところ、時期的にどこでこういった形で取り組んでいくということまでは行っておりませんので、それができた時点でまた皆さん方にお知らせしながらやっていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど政治の継続性だとか、行政の継続性と言いましたのは、ずうっと積み上げられてきたんですね。石井元市長のころでしたけれども、武雄市が合併浄化槽を基本として進めていくと、平成3年か、4年ごろ発表されて、新聞で大きく報道されました。そのころ、武雄市排水処理計画というのが出されました。合併処理浄化槽、農排水、公共下水道と、3本柱がですね。その後、下水道をいよいよ始めるという平成9年の事業計画決定から、そのときには当面33ヘクタールでやっていくんだと、そういう積み上げがあるんですね。

それで、その間に市町村型に切りかえる。そういった意味では、継続性というのも大事にしつつ、基本計画というのはこれで2回目ですが、下水道も調査になりましたしね。それで、さらにまた今度は、合併したからと言えるかわかりませんが、基本計画を出す。そういった意味で、ぜひ政治の継続性といいますか、そこらを明確にして進めていただきたいと思います。

最後に、水道行政について質問したいと思いますけれども、武雄市は水道料金が高い、引き下げてほしい。これもやっぱり市長の公約にありますように、市民の強い切実な期待ですよ。これは、市長はこたえていこうと。最速、平成20年4月実施と。これは公約は変わらないと思いますけれども、そこで、この水道料金を引き下げるのに原資はどうするんだと、財政はどうするんだというのが一般質問の初日に論議がありましたですね。できるんかと、そういう質問があっていました。確かに、財源を見つけてこいというのが市長の……。一方で、ビルドしようと思えばスクラップは何が必要かと、ビルドしようと思えば財源はどうするんだというような話もされましたね。基本的にはそれは執行部の考え方であって、もちろ

ん議会の側の提案もありますけどね。

そういう点では、水道料金引き下げの三つの要因といいますか、一つは、2部料金制の導入ですね。これは平成11年の監査委員会から、私が監査委員会に入った3年前も同じですけども、不合理な料金体系だと、毎年これは繰り返し指摘をされてきました。普通、民間で考えられないですね。100契約をして、50使ったと。基本料金の中にあつたとしても、50分もちろん払わなければいけませんね。幾ら使おうと、100料金払いなさいと。民間の経済の原理は通用しない契約でしょう。ですから、平成11年以降の監査委員会でも、それは不合理だと、料金体系が。

ところが、これは西部広域水道企業団で、そうすると、自己水源を持っている武雄市と自己水源を持たない構成市町村との間に不公平が生じる。その不合理をそのまま継続しようとするれば、武雄市の方が有利ですからね。ほかのところも契約水量に合わせてやってくれということなんでしょうけれども。これは9月議会か6月議会かで、水道部長が、西部広域水道企業団の議会で2部料金制の導入については引き続き強く要求していきたいという答弁をされております。その経過をひとつはっきりさせていただきたいというふうに思います。

どういう不合理が経済的に生じているかといいますと、武雄市でいいますと、平成13年の供用開始から17年の間に、総額で見ますと、使ってもいない、受水もしていない数なんだけども、契約どおりに受水費を払ったと。ですから、使っていない金額、いわば私に言わせると、むだな金だと思えますけれども、これが累計しますと402,936千円になるんですよ。受水していないのに、契約したから払えという金ですね。北方の累計で見ますと、これが70,407千円ですか、ここの不合理さを解決していただきたい。これは一番大きいときで1億円超えますからね。契約水量と受水量との差といいますのはね。これはどういうふうに2部料金制が動こうとしているのか。東部水道企業団も2部料金制に導入するまでに五、六年かかっていますよね。ですから、それで3年越しの見直しと。幾らか合理的な料金体系に変わってきたわけですね。そこは東部、西部、広域水道企業団としては一緒ですから、ぜひ答弁していただきたい。

もう一つ、資本費、これが179円をピークに何年からですか、下がってきていますね。資本費が1円下がるごとで大体8,300千円ですか、約8,300千円ぐらい下がりますよね。これが資本費が175円、従来178円でしたけれども、175円、2年前の実績で換算するということがあったので、175円。3円下がりましたね。3円下がったことで、今度の12月補正でも24,000千円ですか、二千五、六百万円補正がありますね。一般会計から水道会計への繰り出しという形でありますね。この資本費が下がることで高料金対策が武雄市に交付される。いろんな計画事業がありますけれども、利益剰余金14億円をこれに使っていくということも一つの方法ですよ。

もう一つ、先ほど西部広域水道企業団のとき言えばよかったですけれども、多久が入っ

たことによって、1トン当たりの単価が88円から84円になる。これは84円に4円単価が下がったわけですが、この原資となるものは、西部広域水道企業団の16年度の決算を見ますと、185,000千円の利益剰余金があったと。17年度で約3億円近くふえておるわけでしょう。これを原資にして単価を88円を84円に落とすと。これは決定でなくて、そういう見通しですね。後で答弁していただきたいと思います。

ですから、2部料金制に移行するという問題と、利益剰余金があるならば、それは単価の引き下げに使うという広域圏の問題ですね。そうすることによって受水費を安く抑えることができる。それで、資本費が175円、3円下がったことによって国の交付税額がふえる。もちろん普通交付税で5割、特別交付税で3割ということですから、2割は一般会計からの繰り出しですよ。

そういうことも十分勘案されてのことでしょうけれども、そこで、私お聞きしたいのは、平成17年7月に作成していただいた高料金対策補助金の計算書というのがあります。これで見ますと、資本費を178円に据え置いた場合に、平成22年までの間、957,000千円が高料金対策として交付されると。北方町は平成22年までに66,000千円交付される。これが平成18年の今度の資料で見えますと、175円に3円下がったんだけど、平成23年までにこれは24年と計算されていたのが23年になっています。459,000千円となっておりますよね。ことしの7月に作成した資料と、今度の一般質問でお願いした資料との間に約5億円差が出てきているんですけども、それほど武雄市の資本費が下がっていったのかですね。その関係を答弁していただきたいと思います。よろしく申し上げます。それは市長でも結構ですけども。

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

まずもって、2部料金制の導入ですけども、この料金問題につきましては、今月26日に企業団議会がございますので、そこで正式決定ということになります。したがって、今の段階におきましては、企業団を構成する各市町の副市長さん、助役さんで構成します幹事会での確認段階ということで御了承方をまずもってお願いしたいと思います。

結果としましては、次期料金算定でございます19年から21年のこの3年間については、2部料金制の導入についてはできませんでした。これは先ほど平野議員がおっしゃるとおりで、構成市町の中で自己水源を持つ団体、並びにすべて全面展開した段階の利害関係がぶつかりまして、どうしてもこの段階では折り合いがつかないということになったわけです。しかし、それにかわりまして、その次の平成22年から24年の料金改定時には2部料金制について導入するという確約をいただいたところでありまして、この確約も含めまして、先ほど言いましたとおり、26日の企業団議会の中で確認がされるものというふうに理解をしているところ

であります。

それから、利益剰余金の使い方でございます。

御承知のとおり、西部広域水道企業団の18年度末での利益剰余金につきましては、約325,000千円程度になる見込みであります。何で利益剰余金ができるのかということについては、財政収支計画を出された段階から入札減や物価上昇率の見込み違い、また、機器などの更新をおくられたという中で、この3億円を超える利益剰余金できたわけであります。これについてはいつの段階でもそうでございますけれども、一応次期料金算定の原資とするということで決定をしていますので、そういうことで今回も1年1年の単年度収支計画についてはマイナスでの財政収支計画を立てまして、この補てん財源として利益剰余金について使っていくということで決定をしたところであります。この4円下がりました関係でいいますと、年間14,263,032円というのが費用軽減額ということになります。

それから、高料金の関係でございます。

3円下がりました関係で言いますと、先ほど議員御指摘のとおりで、今回補正した分の2,000数百万円というのが北方と武雄の水道分として上がっております。それとあわせて、この3円下がったおかげで、今回補正でまたお願いしましたとおり、山内水道についても単年限りでございますけれども、高料金についての補助が受けられるようになりました。

それで、今後の見通しでございますけれども、まずもって武雄市につきましてですけれども、これはもう平成24年で動きません。これはどういうことかといえますと、資本費が下がるということであります。資本費の計算は減価償却費と……

〔22番「時間ないからいい」〕

そういうことであります。また、北方水道につきましては、一応21年ということで見込んでいるところです。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

最後に、市長にお伺いしますけれども、介護保険料の問題では資料がないと言われましたけれども、2部料金制への移行、1トン単価の引き下げ、資本費で国の控除がふえる、24年までですけどね。これだけの資料があれば、19年度審議会を設けて、それで、20年4月実施ということが可能なんでしょうけれども、最後に市長の決意をお伺いしたいと思います。

同時に、以上で私の一般質問は終わるわけでありましてけれども、地方自治法の本旨、言うまでもありませんけれども、住民と滞在者の健康と安全を守り、福祉の向上を図る、こういう地方自治法の本旨に沿って、常に住民の立場から暮らしの実態をしっかりと見据えていただいて、行政を展開していただきたい。武雄市発展のためにも、そこに住んでいる人たちが本

当に満足できるような、そういう暮らしの実態を踏まえた上で、行政サービスの展開を図っていただきたいと、そのことを要請して、最後に市長の水道料金の引き下げについて、いつ審議会を設けられるのか、改めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

水道料金の引き下げについては、来年の4月以降に審議会を設置し、そこで広範な議論をいただき、引き下げに向けて検討を開始したいというふうに考えております。

〔22番「以上で終わります」〕